

- 1 推進体制と各主体の役割
- 2 進行状況の評価



## 1 推進体制と各主体の役割

本計画の推進に当たっては、福岡市の住宅関連部局と福祉関連部局がこれまで以上に緊密に連携し、本計画に基づく共通の方針の下で施策の展開を図ることとし、必要に応じて国や県と連携を図りながら取り組んでいきます。

その際、住宅・福祉関係事業者等に対しては、高齢者の居住の安定確保に向けて高齢者のニーズに柔軟に対応できる住まいやサービスを提供するために必要な支援を行います。また、地域に対しては、地域に居住する一人ひとりが身近な高齢者を支えることの必要性を理解し、地域ぐるみで高齢者を支えるために必要な支援を行います。

さらに、民間賃貸住宅事業者団体、公的賃貸住宅事業者、居住支援団体、福岡市で構成する「福岡市居住支援協議会」において、高齢者の住まいへの入居支援について、情報共有や必要な施策等についての検討を行い、一層の取組みを進めていきます。

## 2 進行状況の評価

計画の進行状況を確認するため、福岡市保健福祉総合計画及び第7次福岡市介護保険事業計画（2018～2020年度）との整合性を考慮し、基本的に3年毎に第4章に定める目標値の検証と評価を行うとともに、国の制度・事業の動向、福岡県高齢者居住安定確保計画との整合性を確認し、適宜必要な見直しを行います。



はじめに

第1章

現状と課題

第2章

基本理念と基本目標

第3章

高齢者の居住の  
安定確保に向けた  
具体的な取り組み

第4章

計画の目標値等

第5章

計画の推進と評価

